

建築基準法第7条の3第1項第二号の規定による建築物の中間検査制度の改正について

1 改定の背景

本県では平成12年4月1日より一定規模以上の特殊建築物を対象に中間検査を行ってきました。

これまでに中間検査対象や特定工程の見直しについて、県内の特定行政庁と連携して検討を行ってきましたが、一戸建て住宅等については、完了検査時の申請書第4面の記載や添付する工事写真の充実を図るなど、工事監理の適正化に注力してきました。

そのような折り、大手住宅供給メーカー等による構造や防耐火といった重要な部分に係る工事監理の不備を伴う諸事案が発生してきました。

当問題においては、是正工事に伴い、多くの居住者が一時引越や住替等を強いられ、居住施設を是正する場合の影響の大きさが改めて認識されたところです。また、再発防止のためには工事監理の徹底が必要で、国の外部有識者会議がとりまとめた報告書においても、中間検査・完了検査の強化が提言されています。

そこで本県では、三重県及び県内特定行政庁が建築行政として取り組むべき方針を示した三重県建築行政マネジメント計画にて、令和2年3月より、優先度の高い取り組みとして、工事監理状況の確認の徹底や中間検査の特定工程等に係る検討を掲げています。

この様な諸情勢を受け、近い将来に南海トラフを震源とする地震等の大地震の影響が予測される本県としては、事前防災の観点からも、より一層の適正な工事監理の実施に向けて検討を行った結果、一戸建て住宅等を中間検査制度の対象とすることとします。

中間検査の一戸建て住宅等への対象拡大により、県や民間確認検査機関が、工事の途中段階で、目視、図面、書類等により工事監理の状況を確認できることとなり、より一層の適正な工事監理の実施につながり、安全性の確保が期待されます。

2 中間検査の対象拡大 【三重県告示の改定】

- ① 新たに中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
別紙1による。

- ② 指定する特定工程及び特定工程後の工程
別紙2による。

3 法第6条第1項第四号に規定される建築物の検査申請書に添付する書類の追加

【三重県建築基準法施行細則の改定】

① 中間検査申請書に添付する書類（省令第4条の8第1項第四号の規定により規則で定める）

現行規定に下記(1)～(6)を追加する。

(現行) 中間検査の申請に関する工事監理報告書

(追加) (1) 法施行令第3章第3節の各条項のうち該当する規定に適合することの確認に必要な図書（木造）

⇒ 壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書及び軸組計算書

⇒ 構造耐力上主要な部分である接手又は仕口の構造方法を明示した図書

(2) 法施行令第3章第5節の各条項のうち該当する規定に適合することの確認に必要な図書（S造）

⇒ 構造耐力上主要な部分である柱の脚部及び接合部等の構造方法等を明示した図書

(3) 法施行令第3章第6節の各条項のうち該当する規定に適合することの確認に必要な図書（RC造）

⇒ 構造耐力上主要な部分である柱、床版、梁及び耐力壁の構造方法等を明示した図書

(4) 法施行令第3章第6節の2の各条項のうち該当する規定に適合することの確認に必要な図書（SRC造）

⇒ 構造耐力上主要な部分である柱、床版、梁及び耐力壁の構造方法等を明示した図書

(5) 法施行令第80条の2各号の規定によるものはその規定に適合することの確認に必要な図書

（木造、S造、RC造、SRC造）

⇒ 枠組壁工法、薄板軽量形鋼造、壁式鉄筋コンクリート造等の各告示の基準に適合することが確認できる図書

(6) 法施行令第38条各項のうち該当する規定に適合することの確認に必要な図書

（木造、S造、RC造、SRC造）

⇒ 構造耐力上主要な部分である基礎、基礎ぐいの構造方法等を明示した図書

ただし、上記について確認申請書に添付している場合はこの限りでない。

② 完了検査申請書に添付する書類（省令第4条第1項第六号の規定により規則で定める）

新規に下記(1)、(2)を規定する。

(1) 法施行令第114条第1項の界壁の工程写真（各階1カ所以上）

⇒ 小屋裏や床裏との取り合い及び貫通部処理などが適切に施工されていることがわかる写真

(2) 法施行令第38条各項のうち該当する規定に適合することの確認に必要な図書

（木造、S造、RC造、SRC造）

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、当中間検査の特定工程に相当する箇所の工事完了時に検査を行い、評価方法基準に適合することが検査報告書により確認できることにより、中間検査申請を行わなかったものについては、当該検査報告書

ただし、上記について確認申請書又は中間検査申請書に添付している場合はこの限りでない。